

改正

平成22年3月26日告示第33号
平成23年7月28日告示第86号
平成25年3月19日告示第24号
平成26年3月24日告示第15号
平成27年11月18日告示第122号
平成28年1月21日告示第3号
平成28年3月24日告示第22号
平成29年3月21日告示第32号
平成31年3月28日告示第20号
令和3年5月10日告示第98号

日南市小口零細企業特別融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の全国統一保証制度の対象であつて、日南市小規模企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、もつて小規模企業者の事業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号までに規定する者をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、この制度運用のため、毎年度予算に定める額を宮崎銀行、鹿児島銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び宮崎県南部信用組合（以下「金融機関」という。）に対し預託するものとする。

(覚書の締結及び協議)

第4条 市長は、この制度に基づく預託金に関し、金融機関と覚書を締結するものとする。

2 市長は、この制度の適正かつ円滑な運営を図るため必要があるときは、宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）及び金融機関と協議するものとする。

(債務保証の総額)

第5条 金融機関は、原則として第3条第1項の規定による預託金の4倍以内を限度として制度に

基づく債務保証を行う。ただし、預託金の額について、特に市長が認める場合は、この限りではない。

(保証料の補助)

第6条 市長は、債務保証を行う協会に対し補助金を交付することにより、この制度を利用する小規模企業者を助成する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、規定期間（前年度3月から当該年度2月まで）における保証債務平均残高に、信用保証料率を乗じて計算された信用保証料とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度にかかる信用保証料の引き上げ分については、助成しない。

(融資対象)

第7条 この要綱により融資を受けることができる者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 第2条で定義する小規模企業者であること。
- (2) 日南市内に住所を有する個人又は法人で、協会の取り扱う保証対象業種であること。
- (3) 借入申込みの時までに納期の到来している市税を完納していること。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

(融資の種類及び条件)

第8条 融資の種類及び条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資の限度 1企業1,000万円以内。ただし、既存の信用保証協会の保証付き貸付残高との合計が2,000万円以内であることを要する。また、本制度の貸付残高と日南市中小企業特別融資制度の貸付残高との合計が、1,000万円以内であること。
- (2) 融資期間 運転資金・設備資金とも84か月以内
- (3) 資金の用途 事業経営上必要な運転及び設備資金
- (4) 償還の方法 一括又は分割償還
- (5) 保証人 必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
- (6) 担保 金融機関及び協会において必要と認めるときは、徴求することができる。
- (7) 貸付利率 年1.60%ただし、貸付利率については、金融機関等との協議のうえ、年度ごとに見直しを行うものとする。
- (8) 信用保証料率 協会が定める料率

(融資申込手続)

第9条 この制度に基づく融資を受けようとする者は、申込人又は申込人から委任された融資取扱金融機関、日南商工会議所、北郷町商工会、南郷町商工会のいずれかが、金融機関の定める借入申込書及び協会が定める信用保証委託申込書を市長に提出し、承認を受けた後、協会に提出するものとする。

(審査及び決定)

第10条 協会は、前条の申請書の送付を受け、融資保証を適当と認めたものについては、金融機関に信用保証書を送付するとともに、申込人及び市長にその旨通知するものとする。

(融資)

第11条 金融機関は、協会の信用保証書の送付を受けた申込みについては、速やかに融資するものとする。

(保証及び融資の区分整理)

第12条 協会及び金融機関は、この要綱に基づく事務処理については、他のものと区分してその経理を明確にしなければならない。

(報告及び調査)

第13条 協会は、市長が別に定める様式により毎月の保証の状況を翌月の15日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合は、前項の規定による報告の内容及び帳簿について実地に調査することができる。

(預託金の返還)

第14条 市長は、金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、協会と協議のうえ、預託金の返還を求めることができる。

(繰上返還)

第15条 市長は、この制度により融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会と協議のうえ、融資額の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げさせるものとする。

- (1) 資金の目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(協議)

第16条 市長は、必要があるときは、協会及び金融機関と協議することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の日南市小口零細企業特別融資制度要綱（平成19年日南市定め）、北郷町小口零細企業特別融資制度要綱（平成19年北郷町定め）又は南郷町小規模企業融資制度要綱（平成19年南郷町告示第49号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月26日告示第33号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月28日告示第86号）

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日告示第24号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日告示第15号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日告示第122号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の日南市小口零細企業特別融資制度要綱の規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成28年1月21日告示第3号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第22号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日告示第32号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第20号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月10日告示第98号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第16号）

この要綱は、公表の日から施行する。